

# 入間川流域緊急治水対策プロジェクトにおける取組（川越市）

## 主な取組項目

### ①水害ハザードマップの更新（令和4年6月）

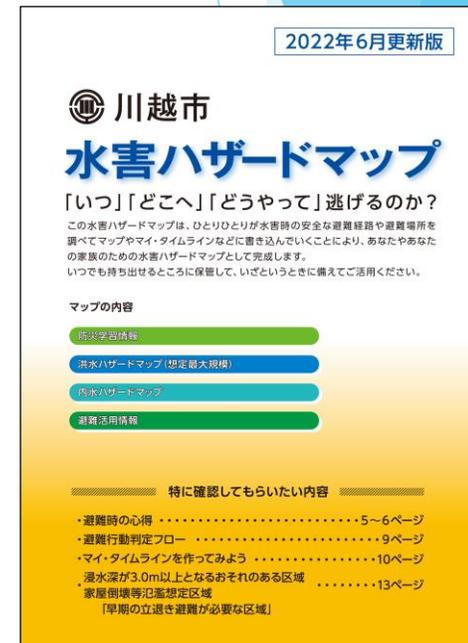
川越市水害ハザードマップを「2022年6月更新版」を更新し、全戸配布

#### 主な更新内容

- ▶ 県管理河川（新河岸川、入間川の一部区間等）に関わる洪水浸水想定区域図（想定最大規模）等の公表による洪水ハザードマップ（想定最大規模）の更新
- ▶ 防災学習情報の充実

### ②他機関・民間施設を含めた避難場所の確保

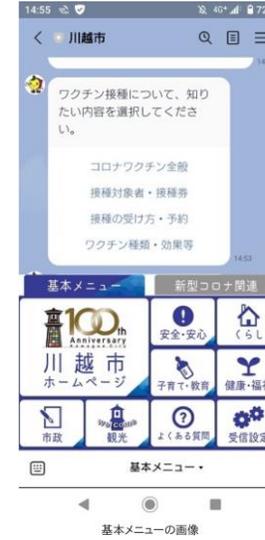
- ▶ 水害時における車両の避難場所…東洋大学  
丸広百貨店、マルハンとも協議中



### ③情報発信の強化

#### ▶ 川越市LINE公式アカウントの開設

コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」に、川越市公式アカウントを開設し、運用を開始  
地震や風水害等の緊急的な防災情報を発信



### ④浸水が想定される区域の土地利用制限

#### 浸水ハザードエリアにおける「川越市開発許可等の基準に関する条例」に基づく開発許可等の見直し

浸水ハザードエリアにおける  
「川越市開発許可等の基準に関する条例」に基づく開発許可等について

令和4年4月1日以降、下記のとおり該当する開発許可等（法29条、42条、43条）の申請は、これまでの申請書類に加え「確認書」の提出が必要です。  
※令和4年4月1日申請分から対象

記

- 申請地が市街化調整区域。
- 許可の申請が「川越市開発許可等の基準に関する条例」の基準によるもの。
- 申請地の想定浸水深（洪水等により想定される浸水深）が3m以上。

頻発、激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法（以下、「法」）及び都市計画施行令等が一部改正され、令和4年4月1日から災害リスクの高いエリアでの開発行為が厳格化されます。

■市街化調整区域の浸水ハザードエリア等の開発の厳格化について  
市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域では開発行為が制限され、法第34条各号の立地基準に適合した建築物でなければ建築することができません。  
このうち、法第34条第11号と第12号は条例により定めるものですが、法及び都市計画法施行令が改正されたことにより、法第34条第11号と第12号の区域（特定）に該当するものは第12号に、原則として災害ハザードマップ及び浸水ハザードマップ等を各号に含めなければならないこととなりました。それにより川越市では、法第34条第12号について定められた川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正しました。  
令和4年4月1日以降は、「川越市開発許可等の基準に関する条例」の基準によるもの（分家住宅や縦向き前宅地等）で、かつ、一定の浸水リスクがある区域に存在する開発行為等は厳格化されます。

■審査基準の変更について  
「川越市開発許可等の基準に関する条例」の一部改正に伴い、国の通知を踏まえ都市計画法施行令第29条の第6号（浸水ハザードエリア）に関する次の文言を各審査基準に追加しました。

開発区域から除く区域  
都市計画法施行令第29条の第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の確認等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く）とする

■確認書について  
「川越市開発許可等の基準に関する条例」の基準によるもので、申請地が想定浸水深が3.0m以上の場合は、「確認書」の提出により安全上及び避難上の対策として避難場所・避難経路等の認識を審査の対象とします。  
※ 想定浸水深が3m以上の区域は、早期の立地確認が必要と区域とされています。  
申請後の浸水リスク・避難場所・避難経路等を認識し、大雨や台風時に早期に確かな避難行動がとれるよう防災設備に注力し行動する必要があります。これらのことを認識のうえ「確認書」を記入ください。  
なお、申請者と申請地の居住者（使用者含む）が異なる場合は、確認書等の内容について居住者へ必ず説明してください。

■最新の想定浸水深について  
小江戸川流域マップ等で確認できます。  
○ 荒川・人間川流域浸水ハザードマップ } いずれかのハザードマップで、申請地が想定浸水深3.0m以上の場合は「確認書」の提出が必要です。  
○ 新河原川流域浸水ハザードマップ  
○ 人間川流域浸水ハザードマップ

■許可条件について  
申請により許可となった場合、次の条件を付します。

【申請者が申請地に居住（使用）の場合】  
水害等の安全上及び避難上の対策を実施すること

【申請者がいない者が申請地に居住（使用）の場合】  
確認書等の内容を申請地の居住者（使用者）へ説明すること

※ 参考 改正後都市計画法施行令第29条（抄）  
第二十九條の六 法第三十條基準十一号の命令で定める基準は、同号の条で定むる土地の区域に、並びに次に掲げる区域を含まないこととする。  
一 災害危険区域 二 地すべり防止区域 三 危険斜面崩壊危険区域  
四 土砂災害警戒区域 五 浸水警戒防止区域  
六 水防法第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利権の動向、浸水した場合に想定される水深の域の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合に建築物が傾倒し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域とされる土地の区域  
七 前各号に掲げる区域のうち、第一号第一項第二号の命令により指定する土地の区域  
第二十九條の七 法第三十條基準十二号の命令で定める基準は、同号の条で定むる区域に、並びに、前各号に掲げる区域を含まないこととする。

【問い合わせ先】 川越市都市計画開発指導課 電話 049-224-5978（直通）